

平成21年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

## 生活環境部

### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成21年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 1号	平成21年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 水・大気環境課 衛生環境研究所 循環型社会推進課 景観まちづくり課 公園自然課 砂丘事務所 消費生活センター 住宅政策課 東部総合事務所 生活環境局	1 2 11 12 13 14 15 17 18 19 20
	2 歳入歳出事項別明細書		21
	3 節の明細		30
	4 債務負担行為に関する調書		31

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 2号	平成21年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算		
	1 歳入補正予算事項別明細書		33
	2 補正予算説明資料	水・大気環境課	34
	3 歳入歳出事項別明細書		36

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第10号	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について	循環型社会推進課	38
議案第11号	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について	循環型社会推進課	40
議案第13号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	水・大気環境課	47

報告番号	件名	課名等	頁
報告第3号	議会の委任による専決処分の報告について (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成21年6月30日専決)	住宅政策課	49
	(12) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成21年8月25日専決)	住宅政策課	50

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	3,192,272	57,205	3,249,477	73,485		△ 16,280		
水・大気環境課	774,353	12,427	786,780	11,764			663	
衛生環境研究所	135,587	7,371	142,958	27,533		△ 20,162		
循環型社会推進課	809,404	3,250	812,654			3,000	250	
景観まちづくり課	106,774	14,648	121,422	14,648				
公園自然課	832,135	21,897	854,032	7,897		14,000		
消費生活センター	208,889	5,638	214,527			5,638		
住宅政策課	5,067,748	0	5,067,748	9,300		△ 9,300		
東部総合事務所 生活環境局	6,530	23,384	29,914	23,384				
合計	11,328,593	145,820	11,474,413	168,011		△ 23,104	913	
(特別会計)				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
[天神川流域下水道事業]					(336)			県負担額
水・大気環境課	957,163	9,066	966,229	3,325	1,000	4,078	663	999
(一般会計)								
環境立県推進課	[とっとり発グリーンニューディール]とっとり発グリーンニューディール基金造成事業に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール]鳥取県住宅用太陽光発電システム導入促進事業に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール]鳥取発バスロケーション・検索システム構築事業に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール]とっとり発グリーンニューディール市町村補助金に係る補正 環境立県協働促進事業に係る補正 カーボンオフセットクレジット(J-V E R)検証事業に係る補正 企業会計環境対策費繰出金に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール]環境にやさしいLED照明導入促進事業に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール]バスネットを活用した鳥取発バスロケーションシステム導入事業に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール]エコ・カー関連産業創出事業に係る補正							
水・大気環境課	大気汚染防止対策事業に係る補正 天神川流域下水道事業特別会計繰出金に係る補正							
衛生環境研究所	新型インフルエンザ対策事業(リアルタイムPCR等増設事業)に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール]環境に配慮したガラスリサイクル技術及び高機能リサイクル製品の開発に係る補正							
循環型社会推進課	[とっとり発グリーンニューディール]PCB廃棄物処理対策推進事業に係る補正							
景観まちづくり課	都市計画情報提供サービス事業に係る補正							
公園自然課	都市公園管理費に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール]都市公園外灯LED化促進事業に係る補正 都市公園維持費に係る補正							
砂丘事務所	鳥取砂丘新発見伝事業(債務負担行為)に係る補正							
消費生活センター	消費生活行政活性化事業に係る補正							
住宅政策課	[とっとり発グリーンニューディール]鳥取エコハウス普及促進事業に係る補正 [とっとり発グリーンニューディール]建築物環境配慮推進事業に係る補正 木造伝統住宅建設等資金補助(債務負担行為)に係る補正							
東部総合事務所 生活環境局	浦富海岸自然歩道安全対策事業に係る補正							
(天神川流域下水道事業特別会計)								
水・大気環境課	流域下水道事業費(汚泥処理基本計画策定費)に係る補正 管理運営費に係る補正							

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。  
総負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7205)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] とっとり発グリーンニューディール基金 造成事業	1,000,000	△139,000	861,000	△139,000				
トータルコスト	1,000,829	△139,000	861,829	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	関係機関との連絡調整、基金造成				

説明

1 目的

国配分額の内示が6月補正で予算化した額を下回ったため、基金造成額を減額する。

2 事業の概要

○基金の名称 とっとり発グリーンニューディール基金

○減額 △139,000千円 (国庫10/10)

○基金対象事業

(単位: 千円)

区分	本県内示額
(1) 地球温暖化対策の推進 (地球温暖化対策の推進に関する法律に係る実行計画に基づく事業)	744,000
① 公共施設省エネグリーン化事業	(内訳) 県実施分 14,000 市町村分 452,000 補助事業 278,000
② 民間施設省エネグリーン化事業	
③ 地域環境整備支援事業	
④ 廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業	
⑤ その他環境大臣が必要と認める事業	
(2) アスベスト廃棄物や不法投棄等の処理の推進	17,000
(3) 微量PCB廃棄物の処理の推進	15,000
(4) 漂流・漂着ゴミの回収・処理等の推進	85,000
合計	861,000

※基金は、平成21年度から23年度までに全て取り崩し、地球温暖化対策等に活用する。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7895)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] 鳥取県住宅用太陽光発電システム導入促進事業	84,250	48,000	132,250	132,250		(繰入金) △84,250		
トータルコスト	85,079	48,000	133,079	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	市町村との連絡調整、補助金交付				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

1 目的

住宅用太陽光発電システムを導入する個人に対して、市町村と連携した支援を行い、地球温暖化対策を推進するとともに地域の景気・雇用対策に資する。

2 補正予算の概要

(1) 6月補正予算で創設した補助金の増額

住宅用太陽光発電システム導入促進事業費補助金について、市町村から想定件数を超える応募があったため、増額を行う。

○6月補正以降、8市町が補助額を増額、新たに8市町村が取組を開始

項目	6月補正	9月補正	合計
1件当たりの平均補助額(想定)	60千円/kW×4kW =240千円	同左	—
想定件数	350件	200件	550件
補助金額	84,000千円	48,000千円	132,000千円

※補助事業の概要

○対象事業: 住宅用太陽光発電システム(10kW未満)の設置

○県補助額: 市町村が太陽光発電システムの設置者に補助する額の3分の2  
(1件当たり100千円/kW、4kWを上限とする。)

(2) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金への財源更正

6月補正において財源とした「とっとり発グリーンニューディール基金繰入金」は、国の「地域グリーンニューディール基金」の対象事業の要件の具体が提示されたところ、一般住宅に対する太陽光発電システム導入への補助は、他の省エネ設備と複合的に実施する場合等に限定された。

既に多くの市町村が補助制度を開始していることから、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」に財源更正し、事業を実施する。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

環境立県推進課 (内線: 7879)

交通政策課 (内線: 7641)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] (新)鳥取発バスロケーション・検索システム構築事業	0	29,670	29,670	29,670				
トータルコスト	0	30,499	30,499	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	開発にあたっての関係機関との調整業務				

説明

1 事業概要

平成21年度6月補正予算で計上された「バスネットを活用した鳥取発バスロケーションシステム導入事業」で作成した概略設計を基に、総務省の「地域情報通信技術利活用推進交付金」を活用して当該システムの詳細な開発設計・実証実験を行う。

(鳥取発バスロケーション・検索システム)

○概要: 県内で運用中のバス経路探索システム「バスネット」にロケーション(位置情報提供)機能を付加し、経路・ダイヤだけでなくバスの運行情報も把握することが可能なシステムを開発する。

○効果: ①公共交通機関の利便性の向上⇒マイカーからの利用転換⇒二酸化炭素排出量削減  
②システムの県外展開

2 事業内容及び事業費

区分	事業内容	取り組む内容	委託料(千円)
6月補正 (バスネットを活用した鳥取発バスロケーションシステム導入事業)	調査検討業務 (基本構想)	・使いやすいロケーションシステムのあり方の検討 ・設置費用(概算)算出等	500
9月補正 (今回)	システム開発・実証実験 (基本設計・実施設計)	・ロケーションシステムの開発と既存のバスネットシステムとの統合による機能拡充 ・統合システムの検証/実証実験 ・多機能バス停試作機開発	29,670 (国10/10)

3 実施主体

鳥取県(日本トリップ有限責任事業組合、鳥取大学に委託)

※地域情報通信技術利活用推進交付金

医療・福祉・産業・観光等の様々な分野で情報通信関連技術を集中的、効果的に活用して、地域住民が生活利便の向上、安心・安全を実感できる街づくりの実現に資する取組を幅広く支援する交付金

※バス経路探索システム「バスネット」

鳥取大学が開発した携帯電話、インターネットを活用した県内のバス・鉄道の経路、時刻検索システムで、同大学と地元企業によるベンチャーである日本トリップ有限責任事業組合が運営している。

平成18年7月に東部地域でサービスを開始し、平成19年12月にはサービスを県内全域に拡大。現在の月平均利用者数は約6万件(平成19年頃:約36,000件)に達している。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課(7205)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] (新)とっとり発グリーンニューディール 市町村補助金	0	122,066	122,066			(繰入金) 122,066		
トータルコスト	0	122,895	122,895	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	市町村との連絡調整、補助金交付				
【国1次補正「とっとり発グリーンニューディール基金」充当事業】								
説明								
1 目的								
<p>地域における地球温暖化対策等の取組みを支援するため創設された「地域グリーンニューディール基金」を財源として、市町村が実施する地球温暖化対策等の事業に対し助成するための補助金を創設する。</p>								
2 事業の概要								
<p>○対象事業 国の「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」に基づく事業であって、同事業計画書に記載された事業。(平成21年度事業費 122,066千円)</p>								
<p>○対象者 市町村</p>								
<p>○事業メニュー(補助率)</p>								
<p>① 公共施設省エネ・グリーン化推進事業 (10/10)</p>								
<p>② 民間施設省エネ・グリーン化推進事業 (1/3)</p>								
<p>③ 地域環境整備事業 (10/10)</p>								
<p>④ 廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業 (10/10)</p>								
<p>⑤ 不法投棄・散乱ごみ監視等事業 (10/10)</p>								
<p>○事業期間 平成21年度～23年度</p>								



平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7205)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境立県協働促進事業	5,460	2,009	7,469	2,009				
トータルコスト	7,946	2,009	9,955	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	申請書の審査・補助金の交付				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

1 事業の概要

自然環境の保全、環境問題の普及啓発などの環境立県に資する活動を実施する地域住民団体等を支援することにより、県民との協働による環境立県の実現を図るため、環境立県協働促進事業補助金を増額する。

	当初予算額	現在の見込額	補正予算額
補助金額	5,000千円 (25件)	7,009千円 (35件)	2,009千円
事務費	460千円	460千円	—
合計	5,460千円	7,469千円	2,009千円

2 事業の内容

区分	交付内容
自然環境創造支援事業 (ハード事業) ※市町村を通じたの 間接補助	○地域住民団体等が行う自然環境の保全・再生に要する資材費等の経費を助成 ○補助率 1/2 ○限度額 500千円 (知事特認1,000千円)
普及・啓発事業 (ソフト事業)	○地域住民団体等が一般県民等を対象に実施する環境に関する講演会、研修会等の経費を助成 ○補助率 1/2 (県との共催事業及びアイドリングストップ運動 2/3) ○限度額 300千円 (県との共催事業1,000千円、アイドリングストップ運動100千円)
とっとり環境教育・学習アドバイザー派遣	○環境保全活動の指導者、講演会等の講師として、県の登録アドバイザーを活用する場合、その謝金、旅費について全額助成 ○補助率 10/10 (謝金は1名当たり7,500円を上限)

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

環境立県推進課 (内線: 7879)  
 森林・林業総室 (内線: 7304)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] (新) カーボンオフセット クレジット (J-VER) 検証事業	0	660	660	660				
トータルコスト	0	1,849	1,849	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	報告書の検証の委託				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

1 事業概要

企業等が地球温暖化防止への環境貢献として行うカーボン・オフセットを県内の森林整備の推進につなげるため、県内の森林の二酸化炭素吸収によるカーボン・オフセットクレジット (J-VER) の取得、販売を推進する。

今年度、モデル的に県有林の間伐によるカーボン・オフセットクレジット (J-VER) 認証を取得、販売するため、認証取得に必要となるモニタリング報告書の検証を委託する。

2 事業内容

○委託内容 J-VER取得のため、モニタリング報告書の検証を行う

モニタリング報告書の検証とは・・・

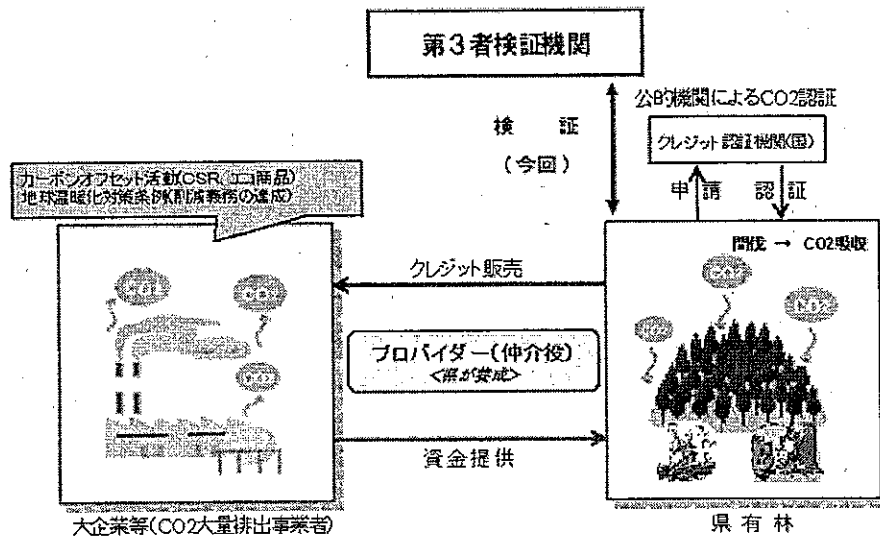
県はCO<sub>2</sub>吸収量の算定基礎となる森林整備面積・樹高等の測定・確認方法等のモニタリングを実施し、報告書を作成する。その報告書に記載した測定・確認方法等が適切かどうかを第3者検証機関に委託して検査を受けることである。

○委託先 検証機関

○委託金額 660千円

○県有林J-VERモデル事業の流れ

- (1) J-VER申請
- (2) モニタリングの実施、報告書の提出
- (3) 第3者検証機関による検証 (今回)
- (4) J-VERを取得
- (5) J-VERを企業等へ販売



<カーボン・オフセットクレジット (J-VER) 認証の概要>

企業等のCO<sub>2</sub>排出の自主的埋め合わせ (カーボン・オフセット) のために、環境省が設立した公的機関によるCO<sub>2</sub>吸収量・削減量認証制度。

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7439）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 企業会計環境対策費 繰出金	0	3,800	3,800	3,800				
トータルコスト	0	4,629	4,629	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金の支払				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
説明								
1 事業概要								
県企業局の公用車環境対応事業の経費について、地方公営企業法に基づき、一般会計から企業会計へ繰り出しを行う。								
2 繰出の内容								
（単位：千円）								
事業名	事業の概要			事業費	補助率	補助額		
企業局公用車 環境対応事業	本局及び西部事務所の公用車を環境 対応車に更新する。(2台)			7,600	1/2	3,800		

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7874)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] 環境にやさしいLED 照明導入促進事業	52,400	△10,000	42,400	42,400		(繰入金) △52,400		
トータルコスト	54,057	△10,000	44,057	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	—				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

事業の概要

「とっとり発グリーンニューディール基金」充当事業として6月補正で計上した「環境にやさしいLED照明導入促進事業」について財源更正等を行う。

- (1) 「とっとり発グリーンニューディール基金」の充当対象外となった事業について、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」に財源を振替える。(基金の対象は、複合的又は一体的な省エネ改修とされた。)

	概要	金額(千円)
企業連携型	企業との連携によるLED照明製品のモデル的導入経費への助成	20,000
地域連携型	市町村による地域と連携したLED照明の導入に対する助成	20,000
県庁率先導入型	県立博物館の屋外照明のLED化	2,400

- (2) 一般事業(財源:繰入金)から、公園自然課の「都市公園外灯LED化促進事業(公共事業)(財源:繰入金)」に振替える。

	概要	金額(千円)
県庁率先導入型	コカ・コーラウエストスポーツパーク、東郷湖羽合臨海公園の屋外照明のLED化	△10,000

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

環境立県推進課 (内線: 7879)

2項 環境衛生費

交通政策課 (内線: 7641)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] バスネットを活用した鳥取発バスロケーション導入事業	500	0	500	500		(繰入金) △500		
トータルコスト	1,329	0	1,329	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	—				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
<p>説明</p> <p>地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当による財源更正。</p>								

4款 衛生費

環境立県推進課 (内線: 7879)

2項 環境衛生費

経済通商総室 (内線: 7856)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] エコ・カー関連産業創出事業	1,196	0	1,196	1,196		(繰入金) △1,196		
トータルコスト	2,853	0	2,853	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	—				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
<p>説明</p> <p>地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当による財源更正。</p>								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課 (内線：7206)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大気汚染防止対策事業	30,555	11,764	42,319	11,764				
トータルコスト	55,410	11,764	67,174	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.0人	0.0人	3.0人	備品の購入				

【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】

説明

1 背景・概要

大気汚染防止法に基づき、県内5測定局において大気汚染状況の常時監視を行っている。このうち、老朽化により計測に支障が生じている計測機器等について更新する。

2 所要経費

測定機器名称	台数	金額(千円)
窒素酸化物測定機	2台	2,500
光化学オキシダント測定機	1台	878
オキシダント計校正装置	1台	3,064
二酸化硫黄/浮遊粒子状物質測定機	1台	1,907
一酸化炭素測定機	1台	2,335
ハイボリウムエアサンプラー	2台	1,080
計		11,764

8款 土木費

5項 都市計画費

水・大気環境課 (内線：7402)

4目 下水道費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
天神川流域下水道事業特別会計繰出金	3,136	663	3,799				663	
トータルコスト	3,302	663	3,965	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	-				

説明

天神川流域下水道事業特別会計の建設事業費の補正に伴う繰出金の増額。

平成2.1年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

衛生環境研究所 (0858-35-5411)

6目 衛生環境研究所費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源、内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型インフルエンザ対策事業(リアルタイムPCR等増設事業)	0	7,371	7,371	7,371				
トータルコスト	0	8,200	8,200	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	リアルタイムPCR等の購入				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
説明								
1 目的								
検出感度が高く、迅速な検査結果の判明が可能なリアルタイムPCR等を増設して、検査体制を強化する。								
2 事業の概要								
(単位：台、千円)								
区分	現台数	増設台数	計	増設経費				
リアルタイムPCR	1	1	2	6,825				
マイクロ冷却遠心機	1	1	2	546				
			計	7,371				
*リアルタイムPCR 蛍光色素を用いて遺伝子の増幅の有無を検出する機器								
*マイクロ冷却遠心機 検体から遺伝子を取り出すための遠心分離機								
[とっとり発グリーンニューディール] 環境に配慮したガラスリサイクル技術及び高機能リサイクル製品の開発	24,276	0	24,276	20,162	(繰入金) △20,162			
トータルコスト	34,219	0	34,219	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人	-				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
説明								
地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当による財源更正。								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7684)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] PCB廃棄物処理対策推進事業	10,171	3,250	13,421			(繰入金) 3,000	250	
トータルコスト	23,427	3,250	26,677	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	補助金交付、分析委託				

【国1次補正「とっとり発グリーンニューディール基金」充当事業】

説明

1 事業の目的

微量のPCBが混入した電気機器等の適正な処理を推進するため、「とっとり発グリーンニューディール基金」を活用し、県内で保管又は使用されている電気機器等への微量PCB混入の有無に係る調査経費について増額補正を行う。

2 事業内容

(単位: 千円)

項目	所要経費	内容
事業者が保有する電気機器等の分析経費への助成	2,750	・対象者: 民間事業者、市町村 ・補助率: 1/2 ・経費: $550台 \times 10千円 \times 1/2 = 2,750千円$
県が保有する電気機器等の分析委託	500	・経費: $50台 \times 10千円 = 500千円$
合計	3,250	

※事業期間: 平成21~23年度

(参考) PCB問題の経緯

昭和49年 PCBの製造・輸入・使用の禁止

平成13年 PCB特別措置法制定・施行

平成14年 微量PCB混入廃電気機器等の存在が判明

平成16年 日本環境安全事業(株)北九州事業所の操業開始(高濃度のトランス等を処理)

※鳥取県分は平成22年3月から処理開始の予定。

平成21年 微量PCB混入廃電気機器等については、国において、無害化処理(洗浄・焼却)の方法が固まり、現在、関係法令等の改正手続中。又、国は、今秋を目途に簡易分析方法を提示予定。



平成21年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

景観まちづくり課 (内線: 7364)

1目 都市計画総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 都市計画情報提供サービス事業	0	14,648	14,648	14,648				
トータルコスト	0	15,477	15,477	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	都市計画情報データベースの作成				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
<p>説明</p> <p>1 事業概要 都市計画法により永久縦覧とされている都市計画決定図書を電子化し、都市計画情報データベースを作成することにより、住民の利便性と事務の省力化を図る。</p> <p>2 事業費 14,648千円 (内訳) 都市計画情報データベース作成委託 14,648千円</p>								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

公園自然課 (内線: 7369)

3目 公園費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園管理費	458,428	11,897	470,325	11,897				
トータルコスト	476,656	11,897	488,553	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.1人	0.0人	2.1人	備品の購入				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
説明								
1 事業概要								
布勢総合運動公園(コカ・コーラウエストスポーツパーク) 県民体育館において、バスケットボールの大会運営に必要となる電光得点表示板の追加整備を行い、スポーツ競技環境の充実を図る。								
2 事業内容								
(単位: 千円)								
公園施設名	事業量	事業費	主な事業内容					
県民体育館	2基	11,897	・電光得点表示板の整備 メインアリーナ1基、サブアリーナ1基					

平成21年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

公園自然課 (内線:7369)

3目 公園費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] (新)都市公園外灯LED化促進事業	0	14,000	14,000			14,000		
トータルコスト	0	14,829	14,829	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	外灯の整備				
【国1次補正「とっとり発グリーンニューディール基金」充当事業】								
説明								
1 事業概要								
鳥取県グリーンニューディール政策の一環として、更新・補修を予定している布勢総合運動公園(コカ・コーラウエストスポーツパーク)等の屋外照明に県内企業が開発・生産したLEDを率先して導入することで県内企業の製品開発を進め、低炭素社会の実現に取り組む。								
2 事業内容								
(単位:千円)								
公園名	事業量	事業費	主な事業内容					
布勢総合運動公園	12基	14,000	・照明器具の交換					
東郷湖羽合臨海公園	5基		・照明ポールの塗装					
合計	17基							
都市公園維持費	141,631	△4,000	137,631	△4,000				
トータルコスト	160,687	△4,000	156,687	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.3人	0.0人	2.3人	-				
【国1次補正「地域活性化・公共投資臨時交付金」充当事業】								
説明								
都市公園維持費で実施する外灯LED化工事を、とっとり発グリーンニューディール基金繰入金を活用する都市公園外灯LED化促進事業に振替るため都市公園維持費を減額するもの。								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

砂丘事務所（電話：0857-22-0583）

1目 観光費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘新発見伝事業		[債務負担行為] 15,000	[債務負担行為] 15,000				[債務負担行為] 15,000	
	0	0	0				0	
トータルコス	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員	0.0人	0.0人	0.0人	-				

説明

1 事業概要

鳥取砂丘の新しい魅力を創造・発見し、県内外に情報発信するため、民間から公募し、実施する「鳥取砂丘新発見伝イベント」の事業費を、「鳥取砂丘再生会議」に対して助成する。  
この事業を年間を通じて計画的かつ効率的に実施するため、債務負担行為を設定するものである。

2 鳥取砂丘新発見伝イベントについて

平成22年度分は、平成21年11月から公募を行い、平成22年2月頃決定する予定。

【参考：平成21年度開催イベント】

鳥取砂丘ウオーク、砂丘博物誌、鳥取砂丘イリュージョンなど計9イベントを採択。

3 平成22年度事業費 30,000千円

(負担額)

鳥取県 15,000千円

鳥取市 15,000千円

4 スケジュール

平成21年11月～12月	イベント企画・実施主体の公募
平成22年1月～2月	実施イベント、実施団体の決定
平成22年2月～4月	各イベントの準備、広報開始
平成22年4月以降	各イベントの実施

平成21年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

消費生活センター (0859-34-2705)

7 目 消費者支援対策費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
消費生活行政活性化事業	61,616	5,638	67,254			5,638		
トータルコスト	67,416	6,467	73,883	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.7人	0.1人	0.8人	広報委託、機器等整備、市町村との調整				

【「消費者行政活性化基金」繰入金充当事業】

説明

1 目的

鳥取県消費者行政活性化基金を活用して、消費生活相談窓口の県民への浸透を図るための集中的な広報を展開するとともに、市町村相談窓口の機能強化を図るための全県的な体制づくりに重点的に取り組む。

2 事業概要

項目	金額	内容
消費者庁創設に伴う消費生活相談窓口の広報	5,202千円	<p>&lt;主な広報内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内全市町村の消費生活相談窓口の情報</li> <li>・消費者相談ダイヤル(全国共通ダイヤル)の情報 ⇒0570-064-370(守ろうよ、みんなを)</li> </ul> <p>&lt;広報手法&gt; メディアミックス (テレビCM、ラジオCM、新聞折り込みチラシ)</p> <p>&lt;広報時期&gt; 11月上旬~下旬</p>
遠隔相談ネットワークの整備	436千円	<p>市町村への来所相談で、専門的などを理由に市町村での的確な相談対応が困難である場合、市町村がテレビ電話を使って県消費生活センター(専門相談員配置)にアクセスし、相談者を交えた3者で、問題解決を図るための全県的体制を整備。</p> <p>&lt;テレビ電話の設置箇所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県消費生活センターの各相談室(東・中・西の各1箇所)</li> <li>・市町村の消費生活相談窓口(希望市町村のみ)</li> </ul> <p>*市町村の整備経費は市町村が負担(基金を活用)</p>
計	5,638千円	

<参考>基金の造成状況等

(単位：千円)

区分	基金造成額	内訳	
		当初分(H21.3月造成)	上積み分(H21.6月補正)
鳥取県消費者行政活性化基金	268,626	168,626	100,000
H21執行予算	67,254	(当初予算分) 61,616千円 (今回補正分) 5,638千円	

平成21年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課 (内線: 7398)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] 鳥取エコハウス普及促進事業	4,500	0	4,500	4,500		(繰入金) △4,500		
トータルコスト	6,157	0	6,157	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	-				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
<p>説明</p> <p>地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当による財源更正。</p>								

8款 土木費

1項 土木管理費

住宅政策課 (内線: 7391)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[とっとり発グリーンニューディール] 建築物環境配慮推進事業	4,800	0	4,800	4,800		(繰入金) △4,800		
トータルコスト	6,457	0	6,457	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	-				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
<p>説明</p> <p>地域活性化・経済危機対策臨時交付金の充当による財源更正。</p>								

平成21年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

東部総合事務所生活環境局 (電話：0857-20-3673)

4目 環境保全費 (地方機関計上予算)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 浦富海岸自然歩道 安全対策事業	0	23,384	23,384	23,384				
トータルコスト	0	25,870	25,870	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	工事契約等				
【国1次補正「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」充当事業】								
<p>説明</p> <p>1 事業の目的 浦富海岸自然歩道の利用者の安全性を確保するとともに、ジオパーク構想を推進するため、県が設置した自然歩道の崩壊危険区間（鴨ヶ磯）について、新たな迂回路を設置する。</p> <p>2 現状・背景 (1) 昭和45年に浦富海岸沿いに県が設置した自然歩道のうち、鴨ヶ磯区間は風化の進んだ急峻な岩盤地帯であり、平成19年12月に大規模な落石が発生したため、通行止めとした。 (2) 通行止め区間は人気の高い観光コースであるとともに、ジオパーク推進上も極めて重要な箇所であることから、地元からの通行止め解除の要望が強く、平成20年度補正予算で調査・対策工法を検討し、岩の除去を行ったが、岩の除去後も20cm程度の岩塊が数個落下するなど、通行止め解除には至らなかった。 (3) 平成21年度6月補正予算で通行止め解除のための措置として、現道利用（ロックネット設置）又は迂回路設置の双方の工法についての調査・設計費を計上。</p> <p>3 迂回路設置が適当であるとした理由 (1) ロックネット設置による現道利用については、工作物により著しく景観を損なうことから、自然公園法や文化財保護法を所管する国の同意を得ることは困難。 (2) 当該区間が風光明媚な観光コースであるとともに世界ジオパークネットワーク加盟を目指すなか、通行止めのまま寸断されている状態が長引くことは好ましくないことから、岩美町としても早期の施工が可能となる迂回路設置に賛同。</p> <p>4 事業費 工事請負費 23,384千円（木製階段、木道及び擬木柵撤去等）</p> <p>5 スケジュール ・H21年8月～9月 迂回路設置に係る調査・設計（コンサルタント委託） ・H21年9月～11月 法定手続（自然公園法及び文化財保護法） ・H21年12月～H22年3月 工事実施 ・H22年4月 供用開始</p>								

平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	3款 民生費								
				うち生活環境部					
							I項 社会福祉費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	356,471	4,241	360,712	23,563		23,563	23,563		23,563
2 給料	1,707,180		1,707,180	26,915		26,915	26,915		26,915
3 職員手当等	918,731		918,731	13,314		13,314	13,314		13,314
4 共済費	599,712	593	600,305	12,207		12,207	12,207		12,207
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	592		592						
8 報償費	104,108	413	104,521	7,445	75	7,520	7,445	75	7,520
9 旅費	76,312	714	77,026	5,051		5,051	5,051		5,051
費用弁償	11,012		11,012	1,293		1,293	1,293		1,293
普通旅費	40,069	625	40,694	1,743		1,743	1,743		1,743
特別旅費	25,231	89	25,320	2,015		2,015	2,015		2,015
10 交際費									
11 需用費	221,231	17,223	238,454	9,878	19	9,897	9,878	19	9,897
12 役務費	103,334	2,072	105,406	5,930	165	6,095	5,930	165	6,095
13 委託料	2,316,098	104,390	2,420,488	6,462	5,127	11,589	6,462	5,127	11,589
14 使用料及び賃借料	86,331	600	86,931	2,771		2,771	2,771		2,771
15 工事請負費	129,568	389,767	519,335						
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	15,308	87,875	103,183	591	252	843	591	252	843
19 負担金、補助及び交付金	28,294,718	1,512,783	29,807,501	48,823		48,823	48,823		48,823
20 扶助費	3,764,761	11,560	3,776,321						
21 貸付金	117,914		117,914	200		200	200		200
22 補助、補助及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	5,020,039	3,023,244	8,043,283	100,000		100,000	100,000		100,000
26 寄附金	2,160		2,160						
27 公課費	115		115						
28 繰出金	2,874	△25	2,849						
予備費									
計	43,837,557	5,155,450	48,993,007	263,150	5,638	268,788	263,150	5,638	268,788
財国庫支出金	9,030,822	3,956,346	12,987,168	100,546		100,546	100,546		100,546
源地方債	139,000		139,000						
内その他	4,162,756	1,200,482	5,363,238	61,770	5,638	67,408	61,770	5,638	67,408
訳一般財源	30,504,979	△1,378	30,503,601	100,834		100,834	100,834		100,834





平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費								
	うち生活環境部						1項 公衆衛生費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	108,838		108,838	62,659		62,659	15,958		15,958
2 給料	1,424,583		1,424,583	724,793		724,793	130,730		130,730
3 職員手当等	760,789		760,789	366,984		366,984	65,542		65,542
4 共済費	491,845		491,845	252,839		252,839	45,980		45,980
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	4,414		4,414						
8 報償費	49,640	196	49,836	9,822		9,822	649		649
9 旅費	78,078	38	78,116	29,227		29,227	6,157		6,157
費用弁償	4,806		- 4,806	1,816		1,816	143		143
普通旅費	51,412		51,412	21,628		21,628	5,643		5,643
特別旅費	21,860	38	21,898	5,783		5,783	371		371
10 交際費									
11 需用費	319,050	12,819	331,869	132,453		132,453	46,764		46,764
12 役務費	67,380	1,823	69,203	36,519		36,519	5,776		5,776
13 委託料	645,525	41,953	687,478	363,952	30,830	394,782	55,273		55,273
14 使用料及び賃借料	82,737		82,737	56,598		56,598	4,741		4,741
15 工事請負費	46,575	101,898	148,473	46,575	13,384	59,959			
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	70,217	23,860	94,077	32,511	19,135	51,646	23,300	7,371	30,671
19 負担金、補助及び交付金	4,204,528	374,549	4,579,077	373,285	178,625	551,890	427		427
20 扶助費	1,172,959		1,172,959						
21 貸付金	1,170,956		1,170,956	669,330		669,330			
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	1,828,284	△119,000	1,709,284	1,005,628	△139,000	866,628			
26 寄附金									
27 公課費	89		89						
28 繰出金									
予備費									
計	12,526,487	438,136	12,964,623	4,163,155	102,974	4,266,129	401,297	7,371	408,668
財源									
内 国庫支出金	3,126,791	501,171	3,627,962	1,192,287	136,166	1,328,453		27,533	27,533
地方債	12,000		12,000						
その他	1,955,205	△28,442	1,926,763	973,976	△33,442	940,534	24,035	△20,162	3,873
訳 一般財源	7,432,491	△34,593	7,397,898	1,996,892	250	1,997,142	377,262		377,262

平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節									
	1項 公衆衛生費			2項 環境衛生費					
	6目 衛生環境研究所費						4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	2,898		2,898	46,701		46,701	44,211		44,211
2 給料				297,998		297,998			
3 職員手当等				154,652		154,652			
4 共済費	397		397	107,760		107,760	5,782		5,782
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費	218		218	9,173		9,173	7,824		7,824
9 旅費	5,457		5,457	23,070		23,070	18,752		18,752
費用弁償	30		30	1,673		1,673	1,588		1,588
普通旅費	5,238		5,238	15,985		15,985	12,276		12,276
特別旅費	189		189	5,412		5,412	4,888		4,888
10 交際費									
11 需用費	43,578		43,578	85,689		85,689	53,607		53,607
12 役務費	4,584		4,584	30,743		30,743	26,971		26,971
13 委託料	52,844		52,844	308,679	30,830	339,509	298,427	30,830	329,257
14 使用料及び賃借料	2,599		2,599	51,857		51,857	49,941		49,941
15 工事請負費				46,575	13,384	59,959	46,575	13,384	59,959
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	22,913	7,371	30,284	9,211	11,764	20,975	9,211	11,764	20,975
19 負担金、補助及び交付金	99		99	372,838	178,625	551,463	345,818	178,625	524,443
20 扶助費									
21 貸付金				669,330		669,330	669,330		669,330
22 補助、補填及び賠償金									
23 積立金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金				1,005,628	△139,000	866,628	1,005,628	△139,000	866,628
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金									
予備費									
計	135,587	7,371	142,958	3,219,904	95,603	3,315,507	2,582,077	95,603	2,677,680
財 国庫支出金		27,533	27,533	1,192,287	108,633	1,300,920	1,176,955	108,633	1,285,588
源 地方債									
内 その他	22,452	△20,162	2,290	949,941	△13,280	936,661	833,457	△13,280	820,177
訳 一般財源	113,135		113,135	1,077,676	250	1,077,926	571,665	250	571,915

平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費								
				うち生活環境部			1項 土木管理費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	233,576		233,576	37,781		37,781	317		317
2 給料	2,182,027		2,182,027	278,752		278,752	24,780		24,780
3 職員手当等	1,095,026		1,095,026	135,047		135,047	9,510		9,510
4 共済費	758,633		758,633	94,442		94,442	6,435		6,435
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	602		602	102		102	102		102
8 報償費	32,572		32,572	2,506		2,506	1,381		1,381
9 旅費	59,877	200	60,077	10,491		10,491	3,288		3,288
費用弁償	3,536		3,536	1,263		1,263	146		146
普通旅費	52,440	200	52,640	7,291		7,291	2,007		2,007
特別旅費	3,901		3,901	1,937		1,937	1,135		1,135
10 交際費	47		47	47		47			
11 需用費	902,185	△4,289	897,896	153,000		153,000	5,862		5,862
12 役務費	150,468	605	151,073	23,978		23,978	2,134		2,134
13 委託料	7,299,384	329,287	7,628,671	768,708	14,648	783,356	17,924		17,924
14 材料及び賃借料	335,478	△2,516	332,962	32,840		32,840	1,484		1,484
15 工事請負費	30,872,674	1,097,888	31,970,562	1,576,792	10,000	1,586,792			
16 原材料費	3,607		3,607						
17 公有財産購入費	2,016,028	△153,560	1,862,468						
18 備品購入費	247,584	330,676	578,260	7,694	11,897	19,591	32		32
19 負担金、補助及び交付金	15,625,711	△101,160	15,524,551	750,515		750,515	99,840		99,840
20 扶助費									
21 貸付金	2,339,806		2,339,806	2,282,621		2,282,621			
22 補償、補償及び賠償金	3,418,611	63,375	3,481,986	23,297		23,297			
23 徴収金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	125,177		125,177	125,177		125,177			
26 寄附金									
27 公課費	7,822	1,094	8,916						
28 繰出金	3,136	663	3,799	3,136	663	3,799			
予備費									
計	67,710,031	1,562,263	69,272,294	6,306,906	37,208	6,344,114	173,089		173,089
財 国庫支出金	22,847,563	1,556,968	24,404,531	910,851	31,845	942,696	19,501	4,800	24,301
源 地方債	23,005,000	31,000	23,036,000	672,000		672,000			
内 そ の 他	3,311,929	21,360	3,333,289	864,117	4,700	868,817	19,576	△4,800	14,776
訳 一般財源	18,545,539	△47,065	18,498,474	3,859,936	663	3,860,601	134,012		134,012

平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節									
	1項 土木管理費			5項 都市計画費			5項 都市計画費		
	4目 建築指導費						1目 都市計画総務費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	317		317	1,858		1,858	1,644		1,644
2 給料	5,555		5,555	51,897		51,897	38,450		38,450
3 職員手当等				22,824		22,824	19,020		19,020
4 共済費				15,444		15,444	12,870		12,870
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	102		102						
8 報償費	1,381		1,381	361		361	173		173
9 旅費	3,288		3,288	2,801		2,801	1,099		1,099
費用弁償	146		146	461		461	449		449
普通旅費	2,007		2,007	2,194		2,194	620		620
特別旅費	1,135		1,135	146		146	30		30
10 交際費				47		47	47		47
11 需用費	5,862		5,862	8,888		8,888	2,994		2,994
12 役務費	2,134		2,134	2,378		2,378	740		740
13 委託料	17,924		17,924	464,899	14,648	479,547	4,150	14,648	18,798
14 使用料及び賃借料	1,484		1,484	14,126		14,126	888		888
15 工事請負費				177,217	10,000	187,217			
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	32		32	7,562	11,897	19,459			
19 負担金、補助及び交付金	99,840		99,840	40,534		40,534	8,339		8,339
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金				500		500			
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金									
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金				3,136	663	3,799			
予備費									
計	137,919		137,919	814,472	37,208	851,680	90,414	14,648	105,062
財 国庫支出金	19,501	4,800	24,301	161,167	22,545	183,712	210	14,648	14,858
源 地方債				31,000		31,000			
内 その他	19,576	△4,800	14,776	27,934	14,000	41,934	1,286		1,286
訳 一般財源	98,842		98,842	594,371	663	595,034	88,918		88,918

平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節									
	5項 都市計画費						6項 住宅費		
	3目 公園費			4目 下水道費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬							35,586		35,586
2 給料	7,690		7,690	5,757		5,757	202,075		202,075
3 職員手当等	3,804		3,804				102,713		102,713
4 共済費	2,574		2,574				72,563		72,563
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金									
8 報償費	188		188				764		764
9 旅費	660		660	1,030		1,030	4,402		4,402
費用弁償							656		656
普通旅費	544		544	1,030		1,030	3,090		3,090
特別旅費	116		116				656		656
10 交際費									
11 需用費	4,064		4,064	1,830		1,830	138,250		138,250
12 役務費	832		832	806		806	19,466		19,466
13 委託料	459,598		459,598	516		516	285,885		285,885
14 使用料及び賃借料	11,881		11,881	1,357		1,357	17,230		17,230
15 工事請負費	177,217	10,000	187,217				1,399,575		1,399,575
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	7,562	11,897	19,459				100		100
19 負担金、補助及び交付金	6,863		6,863	25,015		25,015	610,141		610,141
20 扶助費									
21 貸付金							2,282,621		2,282,621
22 補償、補填及び賠償金							22,797		22,797
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金							125,177		125,177
26 寄附金									
27 公課費									
28 繰出金				3,136	663	3,799			
予備費									
計	682,933	21,897	704,830	39,447	663	40,110	5,319,345		5,319,345
財源									
国庫支出金	151,217	7,897	159,114	9,740		9,740	730,183	4,500	734,683
地方債	31,000		31,000				641,000		641,000
内 其他	26,648	14,000	40,648				816,607	△4,500	812,107
一般財源	474,068		474,068	29,707	663	30,370	3,131,555		3,131,555

平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目			
	6項 住宅費		
節	2目 住宅建設費		
	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	8,482		8,482
2 給 料	38,940		38,940
3 職員手当等			
4 共 済 費	1,185		1,185
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 賃 金			
8 報 償 費	764		764
9 旅 費	2,616		2,616
費用弁償			
普通旅費	1,960		1,960
特別旅費	656		656
10 交 際 費			
11 需 用 費	5,934		5,934
12 役 務 費	3,228		3,228
13 委 託 料	50,076		50,076
14 使用料及び貸借料	5,450		5,450
15 工事請負費	1,289,351		1,289,351
16 原材料費			
17 公有財産購入費			
18 備品購入費	100		100
19 負担金、補助及び交付金	511,821		511,821
20 扶 助 費			
21 貸 付 金	45,621		45,621
22 償還、補填及び賠償金	22,797		22,797
23 借入金、利子及び割引料			
24 投資及び出資金			
25 積 立 金	125,177		125,177
26 寄 附 金			
27 公 課 費			
28 繰 出 金			
予 備 費			
計	2,111,542		2,111,542
財 国庫支出金	726,426	4,500	730,926
源 地 方 債	641,000		641,000
内 そ の 他	160,853	△4,500	156,353
訳 一 般 財 源	583,263		583,263

平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	136,345		136,345
2	給料	1,061,220		1,061,220
3	職員手当等	530,561		530,561
4	共済費	371,313		371,313
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	266		266
8	報償費	21,860	75	21,935
9	旅費	49,925		49,925
	費用弁償	5,171		5,171
	普通旅費	34,670		34,670
	特別旅費	10,084		10,084
10	交際費	47		47
11	需用費	310,789	19	310,808
12	役務費	69,700	165	69,865
13	委託料	1,173,566	50,605	1,224,171
14	使用料及び賃借料	97,382		97,382
15	工事請負費	1,623,367	23,384	1,646,751
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	41,272	31,284	72,556
19	負担金、補助及び交付金	1,631,591	178,625	1,810,216
20	扶助費			
21	貸付金	2,952,151		2,952,151
22	補償、補填及び賠償金	23,297		23,297
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	1,230,805	△139,000	1,091,805
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	3,136	663	3,799
	予備費			
	計	11,328,593	145,820	11,474,413
財	国庫支出金	2,565,419	168,011	2,733,430
源	地方債	672,000		672,000
内	その他	1,909,532	△23,104	1,886,428
訳	一般財源	6,181,642	913	6,182,555



# 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
4款	衛生費	
2項	環境衛生費	
4目	環境保全費	
	負担金、補助 及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境立県協働促進事業補助金 2,009</li> <li>・鳥取県住宅用太陽光発電システム導入促進事業費補助金 48,000</li> <li>・とっとり発グリーンニューディール市町村補助金 122,066</li> <li>・微量PCB廃棄物把握支援事業補助金 2,750</li> <li>・企業会計環境対策費繰出金補助金 3,800</li> </ul>
	積立金	・とっとり発グリーンニューディール基金積立金 $\Delta$ 139,000
8款	土木費	
5項	都市計画費	
4目	下水道費	
	繰出金	・鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰出金 663

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

生活環境部 砂丘事務所

追加分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成21年度 鳥取砂丘新発見伝事業費 負担金	15,000 千円			平成22年度	15,000 千円					15,000 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

生活環境部くらしの安心局住宅政策課

変更分

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成21年度 木造伝統住宅建設等資金 補助	補正前の額				平成22年度 限度額に 同じ	限度額からJAS 製材に係る上乗 せ助成分を差し 引いた額に0.45 を乗じた額			限度額のうちJA S製材に係る上 乗せ助成分及び 限度額からJAS 製材に係る上乗 せ助成分を差し 引いた額に0.55 を乗じた額
	補正後の額				平成22年度 限度額に 同じ	限度額からJAS 製材に係る上乗 せ助成分を差し 引いた額に0.45 を乗じた額			限度額のうちJA S製材に係る上 乗せ助成分及び 限度額からJAS 製材に係る上乗 せ助成分を差し 引いた額に0.55 を乗じた額

## 平成21年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計歳入補正予算事項別明細書

歳入

款	項	目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 分担金及び負担金			762,266	1,662	763,928			
	1 負担金		762,266	1,662	763,928			
		1 天神川流域下水道事業費負担金	762,266	1,662	763,928	1 天神川流域下水道建設事業費負担金	1,662	
3 国庫支出金			109,173	3,325	112,498			
	1 国庫補助金		109,173	3,325	112,498			
		1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	109,173	3,325	112,498	1 天神川流域下水道事業費国庫補助金	3,325	
4 繰入金			3,136	663	3,799			
	1 一般会計繰入金		3,136	663	3,799			
		1 一般会計から繰入	3,136	663	3,799	1 一般会計から繰入	663	
5 繰越金			33,530	2,416	35,946			
	1 繰越金		33,530	2,416	35,946			
		1 繰越金	33,530	2,416	35,946	1 前年度繰越金	2,416	
6 県債			49,000	1,000	50,000			
	1 県債		49,000	1,000	50,000			
		1 天神川流域下水道事業債	49,000	1,000	50,000	1 天神川流域下水道事業債	1,000	建設事業費充当
歳入合計			957,163	9,066	966,229			

平成21年度天神川流域下水道事業特別会計補正予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

1 項 流域下水道建設事業費

水・大気環境課 (内線: 7402)

1 目 建設事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	繰入金	
[とっとり発グリーンニューディール] 流域下水道事業費 (汚泥処理基本計画策定費)	201,585	6,650	208,235	3,325	<336> 1,000	(負担金) 1,662	663	県負担額 999
トータルコスト	214,013	7,479	221,492	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.1人	1.6人	委託業務等発注				

説明

1 目的

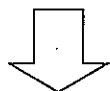
現在は焼却して埋立処分している天神川流域下水道の汚泥について、資源・エネルギーとしての活用・再生への転換を図る。

2 概要

天神浄化センターにおける地球温暖化対策とバイオガス等の未利用エネルギーの有効活用等を行うための汚泥の活用・再生システムの構築に向けて、天神浄化センターにおける最適な汚泥処理方法の検討、そのための処理施設の選定、基本設計図書の作成を行う。

<現状～廃棄物として処分>

- 天神浄化センターで発生する下水汚泥は、焼却による減量化を行って埋立処分  
→ CO<sub>2</sub>の約310倍の温室効果を有するN<sub>2</sub>Oを年間に7.2tも排出



<今後～資源として有効活用>

- 下水汚泥は多くの有機分を含んでおり、この汚泥を嫌気性消化するとバイオガスである消化ガスが発生  
→ 燃料電池によるコージェネレーションにて熱・電気エネルギーとして回収  
→ 処理場内消費電力の50%程度を自給できる可能性  
→ 焼却が不要となりN<sub>2</sub>Oの排出がゼロとなる他、消化ガス発電によりCO<sub>2</sub>も削減

注) コージェネレーション = 発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組み

(注) 起債額の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。  
県負担額は起債額の< >書きの金額と繰入金の金額を加算したものである。

平成21年度天神川流域下水道事業特別会計補正予算説明資料

1 款 流域下水道事業費

2 項 流域下水道管理事業費

水・大気環境課 (内線: 7402)

1 目 管理運営費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰越金)	繰入金	
管理運営費	170,017	2,416	172,433			2,416		
トータルコスト	174,988	2,416	177,404	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	-				
<p>説 明</p> <p>天神川流域下水道事業特別会計が負担する消費税について、平成20年度分の申告額が見込みより多かったことにより必要となる、12月末及び3月末の中間納付に係る公課費の増額。</p>								

平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

款項目 節	天神川流域下水道事業特別会計											
				1款 流域下水道事業費								
										1項 流域下水道建設事業費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1目 建設事業費		
			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬												
2 給料	7,690		7,690	7,690		7,690	6,760		6,760	6,760		6,760
3 職員手当等	3,804		3,804	3,804		3,804						
4 共済費	2,574		2,574	2,574		2,574						
5 災害補償費												
6 恩給及び退職年金												
7 賃金												
8 報償費												
9 旅費	1,495		1,495	1,495		1,495	485		485	485		485
費用弁償												
普通旅費	1,495		1,495	1,495		1,495	485		485	485		485
特別旅費												
10 交際費												
11 需用費	2,626	150	2,776	2,626	150	2,776	2,120	150	2,270	2,120	150	2,270
12 役務費	1,616		1,616	1,616		1,616	1,010		1,010	1,010		1,010
13 委託料	551,898	6,500	558,398	551,898	6,500	558,398	120,600	6,500	127,100	120,600	6,500	127,100
14 使用料及び賃借料	2,649		2,649	2,649		2,649	1,370		1,370	1,370		1,370
15 工事請負費	226,712		226,712	226,712		226,712	81,100		81,100	81,100		81,100
16 原材料費												
17 公有財産購入費												
18 備品購入費	942		942	942		942						
19 負担金、補助及び交付金	726		726	726		726						
20 扶助費												
21 貸付金												
22 補償、補填及び賠償金												
23 償還金、利子及び割引料	150,431		150,431									
24 投資及び出資金												
25 積立金												
26 寄附金												
27 公課費	4,000	2,416	6,416	4,000	2,416	6,416						
28 繰出金												
予備費												
計	957,163	9,066	966,229	806,732	9,066	815,798	213,445	6,650	220,095	213,445	6,650	220,095
財源内訳												
国庫支出金	109,173	3,325	112,498	109,173	3,325	112,498	109,173	3,325	112,498	109,173	3,325	112,498
地方債	49,000	1,000	50,000	49,000	1,000	50,000	49,000	1,000	50,000	49,000	1,000	50,000
その他	795,854	4,078	799,932	645,423	4,078	649,501	52,136	1,662	53,798	52,136	1,662	53,798
繰入金	3,136	663	3,799	3,136	663	3,799	3,136	663	3,799	3,136	663	3,799

平成21年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(天神川流域下水道事業特別会計)

(単位:千円)

節	款項目					
	2項 流域下水道管理事業費					
				1目 管理運営費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬						
2 給料	930		930	930		930
3 職員手当等	3,804		3,804	3,804		3,804
4 共済費	2,574		2,574	2,574		2,574
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃金						
8 報償費						
9 旅費	1,010		1,010	1,010		1,010
費用弁償						
普通旅費	1,010		1,010	1,010		1,010
特別旅費						
10 交際費						
11 需用費	506		506	506		506
12 役務費	606		606	606		606
13 委託料	431,298		431,298	15,336		15,336
14 使用料及び賃借料	1,279		1,279	1,279		1,279
15 工事請負費	145,612		145,612	145,612		145,612
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費	942		942	942		942
19 負担金、補助及び交付金	726		726	726		726
20 扶助費						
21 貸付金						
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金						
26 寄附金						
27 公課費	4,000	2,416	6,416	4,000	2,416	6,416
28 繰出金						
予備費						
計	593,287	2,416	595,703	177,325	2,416	179,741
財源内訳	国庫支出金					
	地方債					
	その他	593,287	2,416	595,703	177,325	2,416
	繰入金					



条例名等	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 湯梨浜町及び琴浦町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定して、空き缶等のみだりに投棄することを禁止すること等により環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、湯梨浜町及び琴浦町の区域を条例の適用外とするよう所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 条例の規定を適用しない区域に東伯郡湯梨浜町及び琴浦町を加える。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日等 ア 施行期日は、平成21年11月1日からとする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例案

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>別表に定める区域</u>については、適用しない。</p> <p>附 則 略</p> <p><u>別表</u>（第13条関係）</p> <p>鳥取市</p> <p>米子市</p> <p>倉吉市</p> <p>八頭郡八頭町</p> <p>東伯郡湯梨浜町</p> <p>東伯郡琴浦町</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>鳥取市、米子市、倉吉市及び八頭郡八頭町</u>の区域については、適用しない。</p> <p>附 則 略</p>

附 則

(施行期日)

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前に東伯郡湯梨浜町及び琴浦町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由          廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を要しない小型焼却施設(以下「特定小型焼却施設」という。)の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>2 条例案の概要          (1) 条例手続の対象となる施設に、特定小型焼却施設を加える。          (2) 条例手続の対象となる行為に、処理する廃棄物の種類の変更を加える。          (3) その他所要の規定の整備を行う。          (4) 施行期日等              ア 施行日                  施行日は、平成22年1月1日とする。              イ 経過措置                  所要の経過措置を講じる。              ウ 適用区分                  施行日前にダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設の設置等の届出がされた特定小型焼却施設であって、施行日以後に当該施設の位置、構造等の変更について条例手続の終了通知を受けていないものを産業廃棄物処理施設として使用することとする場合は、条例手続の対象とする。</p>

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する  
 条例案

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 <u>廃棄物処理施設等の設置者の責務</u>（第25条—第29条）</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7） 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉（廃棄物処理施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>イ 焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの</u></p> <p><u>（8） 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設（以下「廃棄物処理施設等」という。）の新設（現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 <u>廃棄物処理施設の設置者の責務</u>（第25条—第29条）</p> <p>第4章及び第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7） 廃棄物処理施設の設置 廃棄物処理施設の新設（現に廃棄物処理施設に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設に該当することとなる場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理</u></p>

業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合を除く。)又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をいう。

(9) 紛争 廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。

(10) 事業者 廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。

(11) 周辺区域 廃棄物処理施設等を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。

(12) 略

(13) 略

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 略

3 廃棄物処理施設等の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画(以下「事業計画」という。)を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由

(2) 廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類

(3) 廃棄物処理施設等の設置場所

(4) 廃棄物処理施設等の処理能力

(5) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要

(6) 略

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づい

施設として使用することとする場合を除く。)又はその位置、構造若しくは規模の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をいう。

(8) 紛争 廃棄物処理施設の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。

(9) 事業者 廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。

(10) 周辺区域 廃棄物処理施設を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。

(11) 略

(12) 略

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 略

3 廃棄物処理施設の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画(以下「事業計画」という。)を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由

(2) 廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類

(3) 廃棄物処理施設の設置場所

(4) 廃棄物処理施設の処理能力

(5) 廃棄物処理施設の処理方式、構造及び設備の概要

(6) 略

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づい

たものとしなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設等の構造及び設備
- (2) 廃棄物処理施設等の維持管理の方法

3 事業者は、当該廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 及び 5 略

（環境の保全に関する協定の締結）

第20条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

2 略

（条例手続の時期）

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。）又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出（廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。）を行う前に、この章に規定する必要な手続（以下「条例手続」という。）を行わなければならない。

2 略

### 第3章 廃棄物処理施設等の設置者の責務

（廃棄物の処理状況に係る報告等）

第25条 一般廃棄物処理施設又は特定小型焼却施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならない。

たものとしなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設の構造及び設備
- (2) 廃棄物処理施設の維持管理の方法

3 事業者は、当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。

4 及び 5 略

（環境の保全に関する協定の締結）

第20条 事業者は、廃棄物処理施設の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

2 略

（条例手続の時期）

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の5第1項に規定する許可の申請又は法第9条第3項（法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。）を行う前に、この章に規定する必要な手続（以下「条例手続」という。）を行わなければならない。

2 略

### 第3章 廃棄物処理施設の設置者の責務

（廃棄物の処理状況に係る報告等）

第25条 廃棄物処理施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物の処理状況を知事に報告するとともに、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設（当該廃棄物処理施設に備え置く

ことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

2 廃棄物処理施設等の設置者は、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設等(当該廃棄物処理施設等に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設等の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

3 知事は、第1項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(事故対応費用に係る措置)

第27条 廃棄物処理施設等の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。

(施設の公開)

第28条 廃棄物処理施設等の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設等を公開するよう努めるものとする。

(廃棄物処理施設等の承継)

第29条 廃棄物処理施設等の設置者から当該廃棄物処理施設等に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、当該廃棄物処理施設等について環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 略

(設置等)

第30条 略

2 審議会は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(事故対応費用に係る措置)

第27条 廃棄物処理施設の設置者は、当該廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。

(施設の公開)

第28条 廃棄物処理施設の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設を公開するよう努めるものとする。

(廃棄物処理施設の承継)

第29条 廃棄物処理施設の設置者から当該廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、当該廃棄物処理施設について環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 略

(設置等)

第30条 略

2 審議会は、廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予

予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 略

2 委員は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設等の使用を停止するよう勧告するものとする。

2及び3 略

(適用除外)

第40条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しくは鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設等(規則で定めるものに限る。)の設置については、第2章の規定は、適用しない。

予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 略

2 委員は、廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項(法第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設の使用を停止するよう勧告するものとする。

2及び3 略

(適用除外)

第40条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しくは鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設(規則で定めるものに限る。)の設置については、第2章の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第2章の規定による手続が行われている廃棄物処理施設の設置に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

(適用区分)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105



号) 第12条第1項又は第13条第1項の規定に基づく届出をして設置されている特定小型焼却施設を施行日以後に改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第4号に規定する産業廃棄物処理施設として利用しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設に係る新条例第2章の規定による手続の開始の前に当該特定小型焼却施設としてその位置、構造、規模又は処理する廃棄物の種類の変更について新条例第23条第2項の手続終了通知を受けているときを除き、新条例第2条第8号の規定にかかわらず産業廃棄物処理施設の新設とみなし、新条例第2章の規定を適用する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由              土壤汚染対策法の一部が改正され、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならないこととされたことに伴い、当該許可に係る事務について手数料を新たに徴収する。</p> <p>2 概要              (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。              ア 汚染土壌処理業の許可 1件につき220,000円              イ 汚染土壌処理業の許可の更新 1件につき160,000円              ウ 汚染土壌処理業の変更の許可 1件につき160,000円</p> <p>(2) 施行期日              土壤汚染対策法の一部を改正する法(平成21年法律第23号。以下「改正法」という。)の施行の日。(平成22年4月1日までの間において政令で定める日)              ただし、上記(1)のアについては改正法附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日。(改正法公布の日(平成21年4月24日)から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日)</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(92) 略</p> <p><u>(92の2) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可 1件につき220,000円</u></p> <p><u>(92の3) 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新 1件につき160,000円</u></p> <p><u>(92の4) 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の変更の許可 1件につき160,000円</u></p> <p>(93)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(92) 略</p> <p>(93)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第1項第92号の次に3号を加える改正規定 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日
  - (2) 次項及び附則第3項の規定 改正法附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日

(施行日前の汚染土壤処理業の許可の申請に係る手数料の徴収)
- 2 改正法附則第2条の規定により改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の許可を受けようとする者が改正法の施行の日前に行う申請については、1件につき220,000円の手数料を徴収する。
- 3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る許可については、改正後の鳥取県手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第92号の2に規定する手数料は、徴収しない。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について                  (平成21年6月30日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成21年6月30日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要                  (1) 和解の相手方                  東伯郡湯梨浜町 個人                  法定代理人（親権者） 東伯郡湯梨浜町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨                  県は、損害賠償金27,615円を支払うものとする事。                  (過失割合 県10割)</p> <p>(3) 事故の概要                  ア 事故発生年月日                  平成21年4月18日</p> <p>イ 事故発生場所                  東伯郡湯梨浜町大字泊1596番地                  県営住宅泊港団地内</p> <p>ウ 事故の状況                  和解の相手方の被法定代理人が、県営住宅泊港団地の児童遊園に設置されている遊具で遊んでいたところ、遊具の頂部に取り付けられた鉄製金具が破損したため遊具下部の砂場に落下し、同人が負傷したものである。</p>

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (12) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について                  (平成21年8月25日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  県営住宅の入居者及びその連帯保証人又は保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成21年8月25日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 相手方                  県営住宅入居者 12名                  連帯保証人及び保証人 17名</p> <p>(2) 請求の趣旨                  県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその連帯保証人又は保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針                  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>